

御説明資料

2019年4月25日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

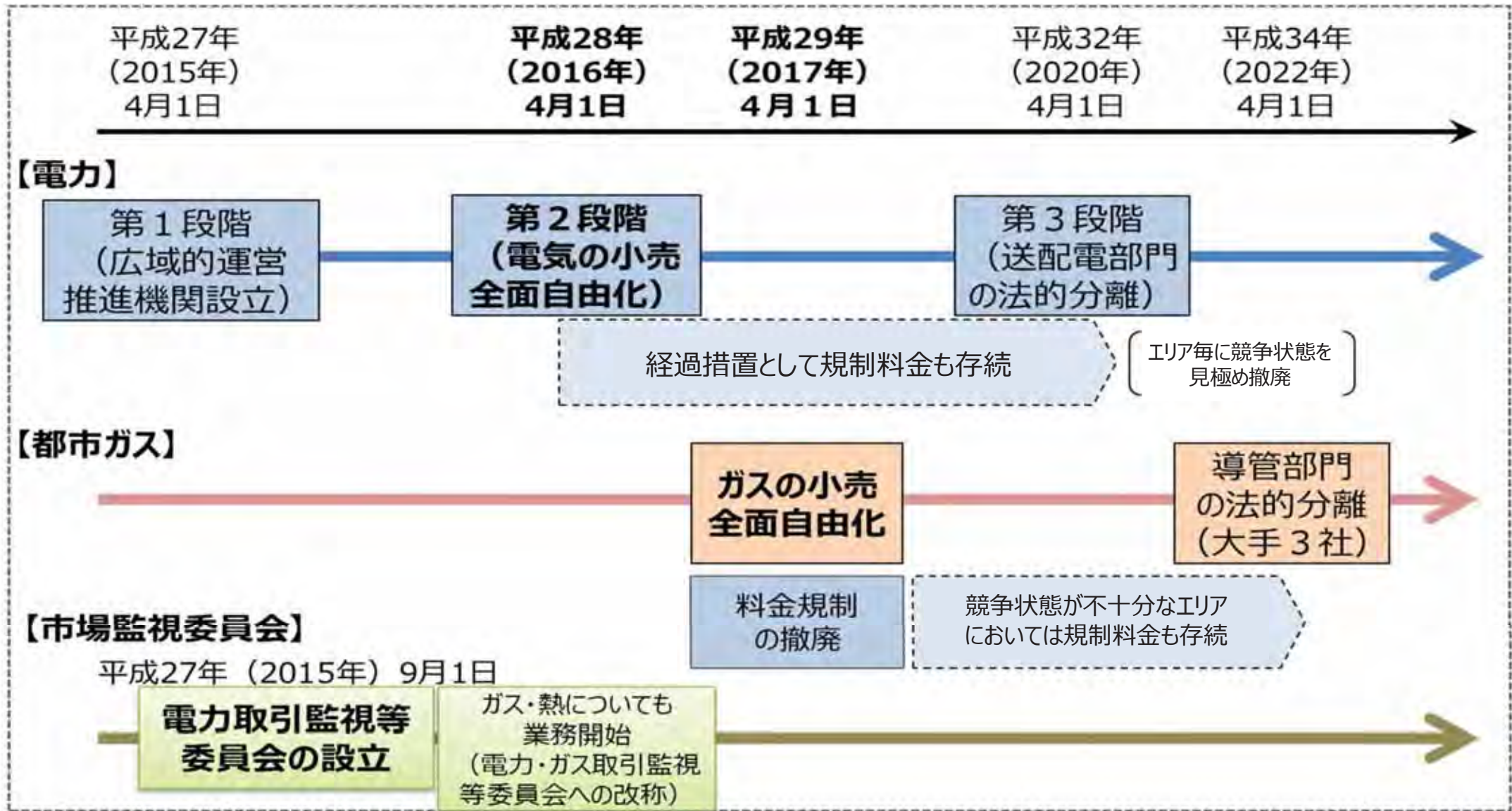
1. 電力市場の状況

- エネルギーシステム改革のスケジュール
- 小売電気事業者の登録数の推移
- 電気の低圧部門のスイッチング状況
- 海外のスイッチング状況との比較
- 地域別の新電力シェア
- 卸電力取引所の取引量

2. 主な取組

- 取組の視点
- 旧一般電気事業者による取組
 - グロスビディングの取組促進
 - 電源開発(株)の電源の切り出し
- 間接オークションの概要
- 先渡市場の活性化
- ベースロード市場の概要
- 電気の経過措置料金規制の存続判断

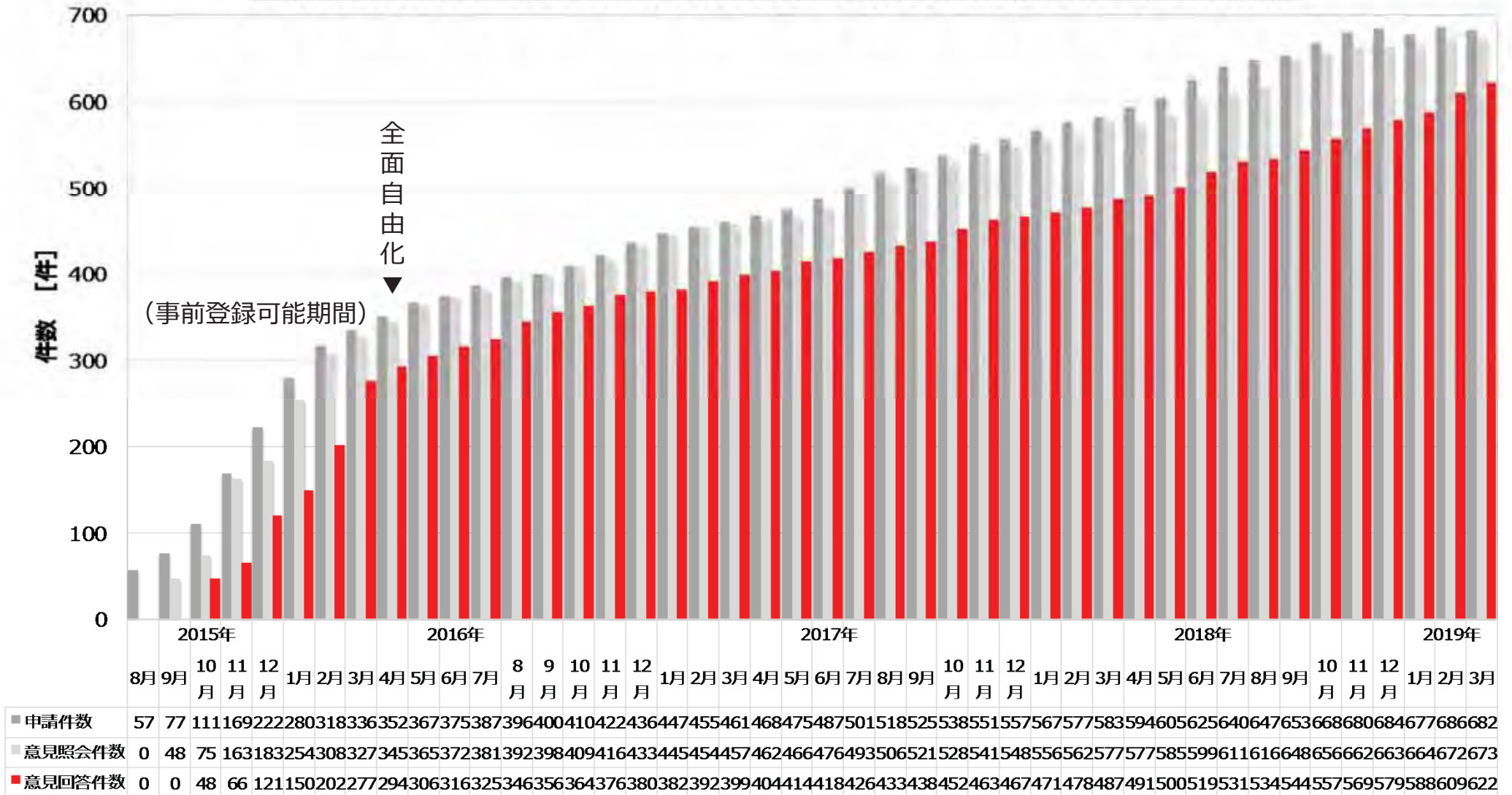
エネルギーシステム改革のスケジュール



小売電気事業者の登録数の推移

- 2015年8月の事前登録申請の受付開始からおよそ3年半の間に、682件（小売電気事業659件、小売供給23件）の登録申請があり、2019年3月29日時点で合計613社を登録。

受付開始後の「小売電気事業」登録申請及び登録事業者数の推移



電気の低圧部門のスイッチング状況

- 2019年1月時点での新電力への契約先の切替え（スイッチング）実績は14.6%（916万件）、みなし小売電気事業者の自社内の契約の切替件数（規制→自由）は8.7%（543万件）であり、合わせて23.3%（1459万件）。

<エクスターナル（自社外へ）>

スイッチング（みなし→新電力）件数

管内	他社切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	39.0	14.1
東北	40.6	7.4
東京PG	466.3	20.3
中部	88.0	11.6
北陸	5.0	4.1
関西	185.5	18.4
中国	16.7	4.8
四国	13.8	7.1
九州	60.2	9.7
沖縄	0.0	0.4
全国	915.5	14.6

<インターナル（自社内の自由料金へ）>

自社内契約切替（みなし規制→みなし自由）件数

	自社内切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	4.3	1.5
東北	16.7	3.1
東京PG	125.3	5.5
中部	150.7	19.8
北陸	7.7	6.2
関西	116.2	11.5
中国	52.3	14.9
四国	17.3	8.9
九州	50.7	8.1
沖縄	2.0	2.6
全国	543.2	8.7

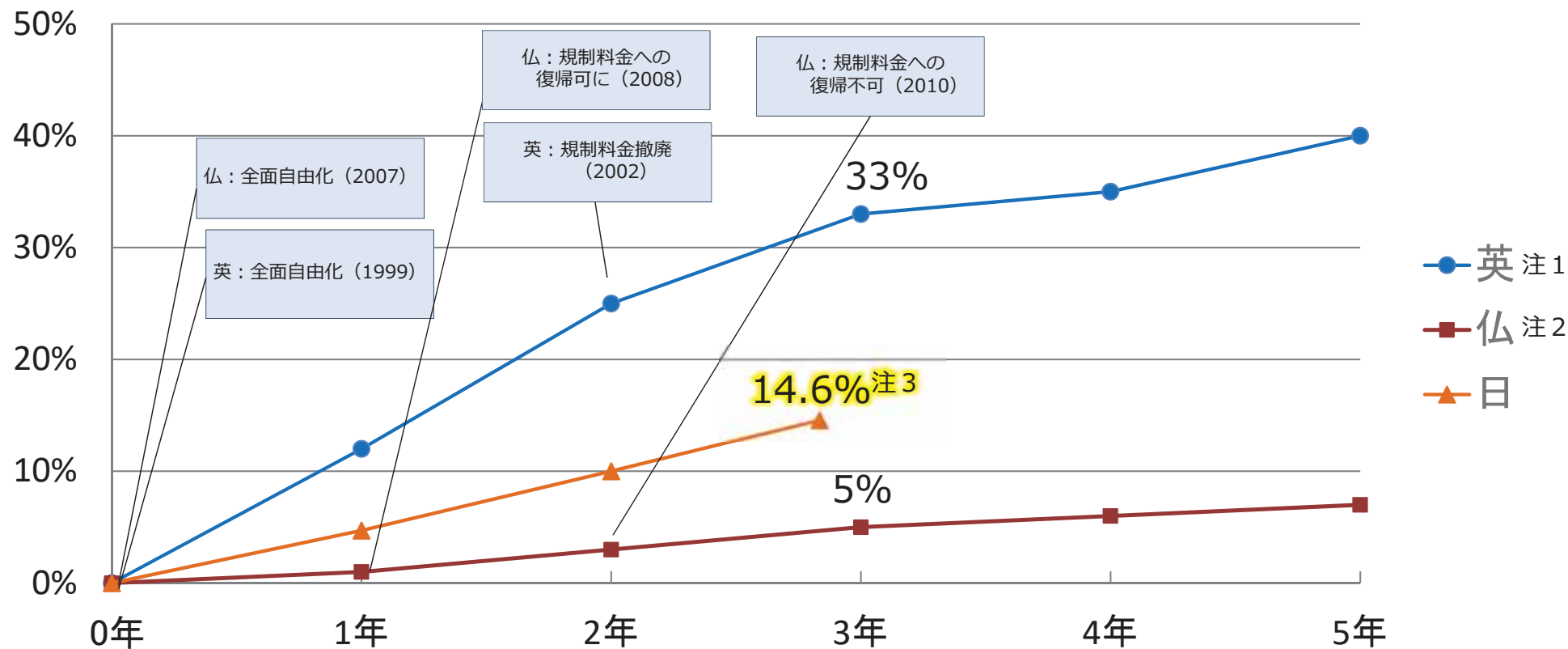
（出所）電力・ガス取引監視等委員会 電力取引報（平成31年1月実績）

※ 平成28年3月の一般家庭等の通常の契約口数（6,253万件）を用いて試算。なお、平成28年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆街路等の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、旧一般電気事業者の規制料金・自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

海外のスイッチング状況との比較

- イギリスでは、新規参入者シェアは1999年の全面自由化開始後、最初の1年で12%、8年程度で5割に達した。
- フランスでは、新規参入者シェアは2007年の全面自由化開始後、最初の1年で1%、8年程度で10%となっている。

小売全面自由化後の新規参入者のシェア比較（家庭部門）（日本（低圧）vs 英・仏）※契約口数ベース



注1：イギリスの数値は、他エリアの既存電力会社による越境供給を含む。

注2：Domestic Retail Market Report 2007(Ofgem)、消費者委員会第13回公共料金等専門調査会「電力小売自由化における諸外国の現状と課題について」、電力広域的運用推進機関 スwitchング情報より作成。

注3：日本（低圧）の新規参入者シェアは、電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報（2019年1月実績）」より作成。

地域別の新電力シェア (高圧、特別高圧含む。販売電力量ベース)

- 新電力の市場シェアは、総じてどの地域でも上昇傾向にあるが、特別高圧・高圧では北海道・東北・東京エリア、低圧では東京・関西エリアにおける伸びが顕著である。

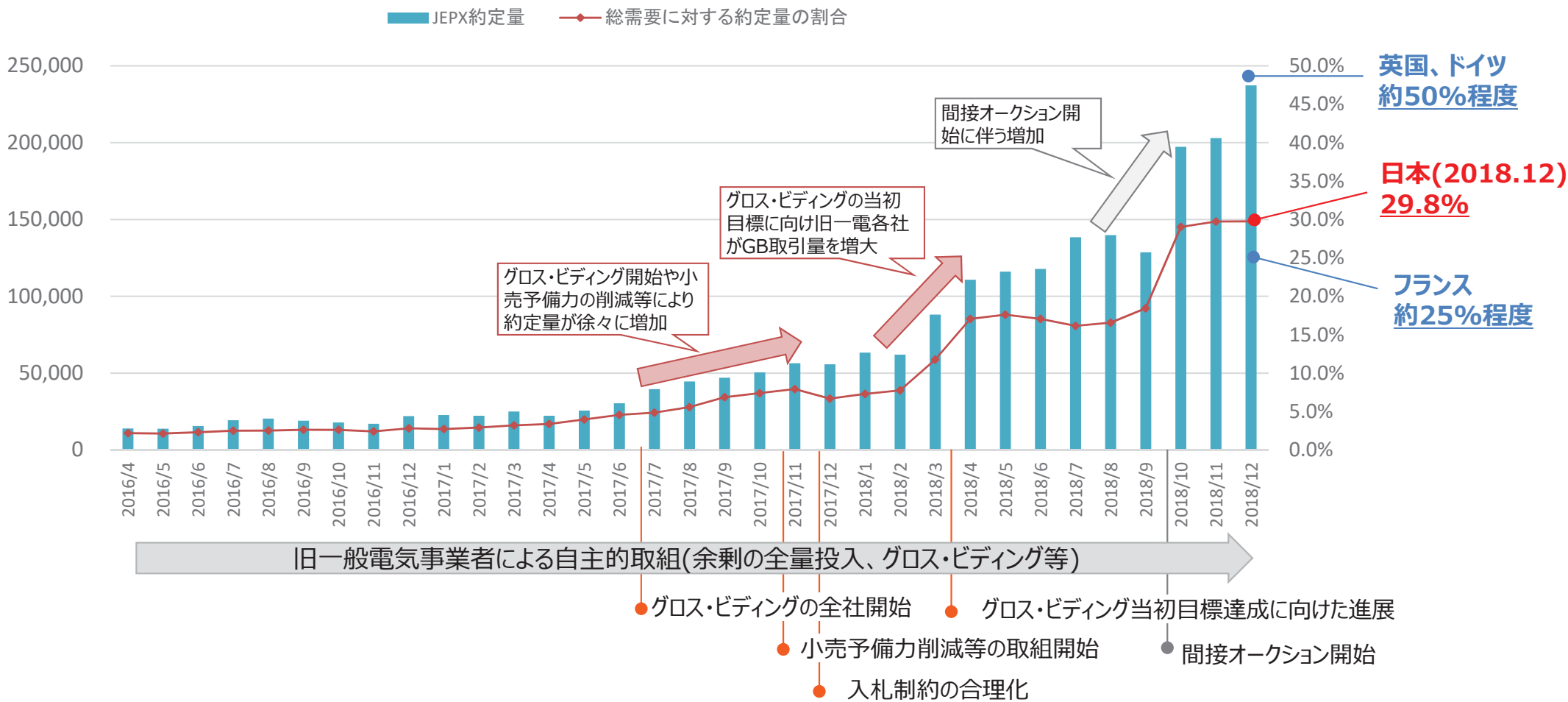


卸電力取引所の取引量

- 卸電力取引所の取引量は小売全面自由化以前は全需要の0.5%に過ぎなかった。
- 余剰電力の市場投入の自主取組に加え、グロスビディング、二重予備力解消等の取組を追加。直近では、全需要の30%程度(※)まで拡大。

※電力広域的運営推進機関発表の需要実績（速報値）を基に算出

スポット市場の取引シェアの推移とこれまでの取組



1. 電力市場の状況

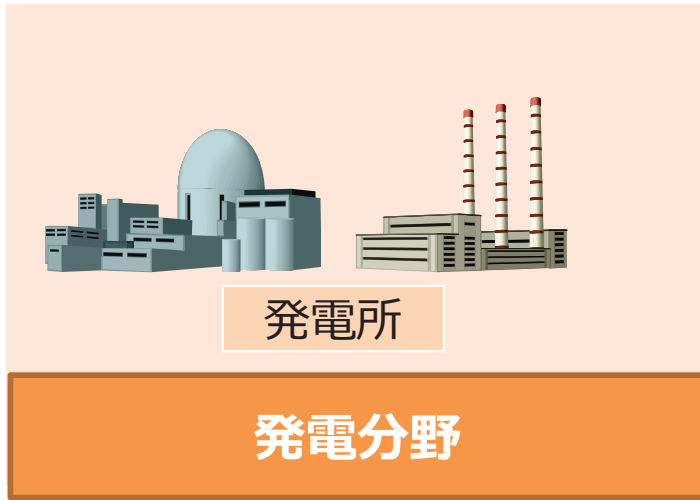
- エネルギーシステム改革のスケジュール
- 小売電気事業者の登録数の推移
- 電気の低圧部門のスイッチング状況
- 海外のスイッチング状況との比較
- 地域別の新電力シェア
- 卸電力取引所の取引量

2. 主な取組

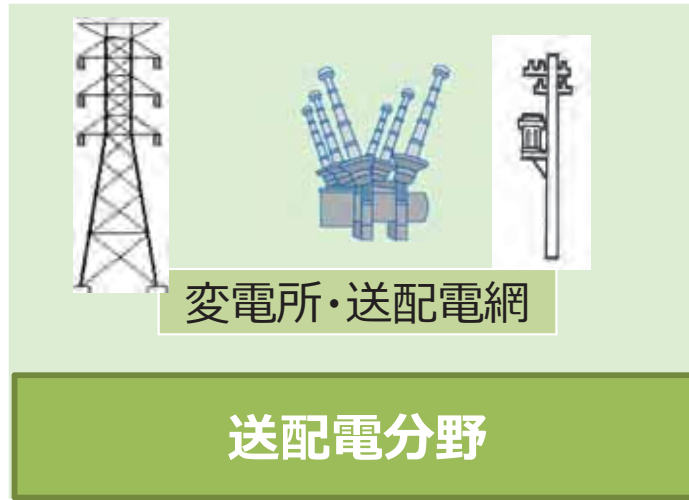
- 取組の視点
- 旧一般電気事業者による取組
 - グロスビディングの取組促進
 - 電源開発(株)の電源の切り出し
- 間接オークションの概要
- 先渡市場の活性化
- ベースロード市場の概要
- 電気の経過措置料金規制の存続判断

取組の視点

- 電力市場の構造を踏まえ、競争促進、需要家保護などを図る観点から、発電、送配電、小売のそれぞれの分野において、以下の視点から取組を推進。



- 不当な市場支配力行使の監視など、公正な競争の確保
- 市場の流動性確保



- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性確保
- NW性能、サービスレベルの向上



- 不当な市場支配力行使の監視など、公正な競争の確保
- 消費者利益の保護

経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力システムを構築

旧一般電気事業者による取組

- 旧一般電気事業者は、余剰電力の全量市場供出をはじめとする取組みを実施。
- 我が国では、旧一般電気事業者の発電部門が発電能力の大宗を保有し、かつ、小売部門と垂直統合している会社が多い中、これらの取組みは市場の活性化を図る観点からの重要な意義を持ち、効果を上げている。

主な取組の内容

余剰電力の全量 市場供出

- ✓ 発電能力のうち、調整力や入札制約を除いた余力の全量を、原則、限界費用ベースで卸電力取引所へ投入（2013年～）

入札制約の合理化

- ✓ 入札制約として合理性が乏しいと判断される項目は、運用の改善を求めるとともに、入札制約として合理的であると考えられる事項の定義を整理(2017年～)

小売予備力等の削減

- ✓ スポットおよび一時間前市場入札時点において、自社需要の0～1%相当以上の予備力を超える電源については、市場へ投入(2017年～)

グロス・ベディング

- ✓ 旧一般電気事業者がこれまで、発電事業・小売事業間の内部取引として行っていた電力売買取引の一部を、取引所経由で実施(2017年～)

電発電源の切出し

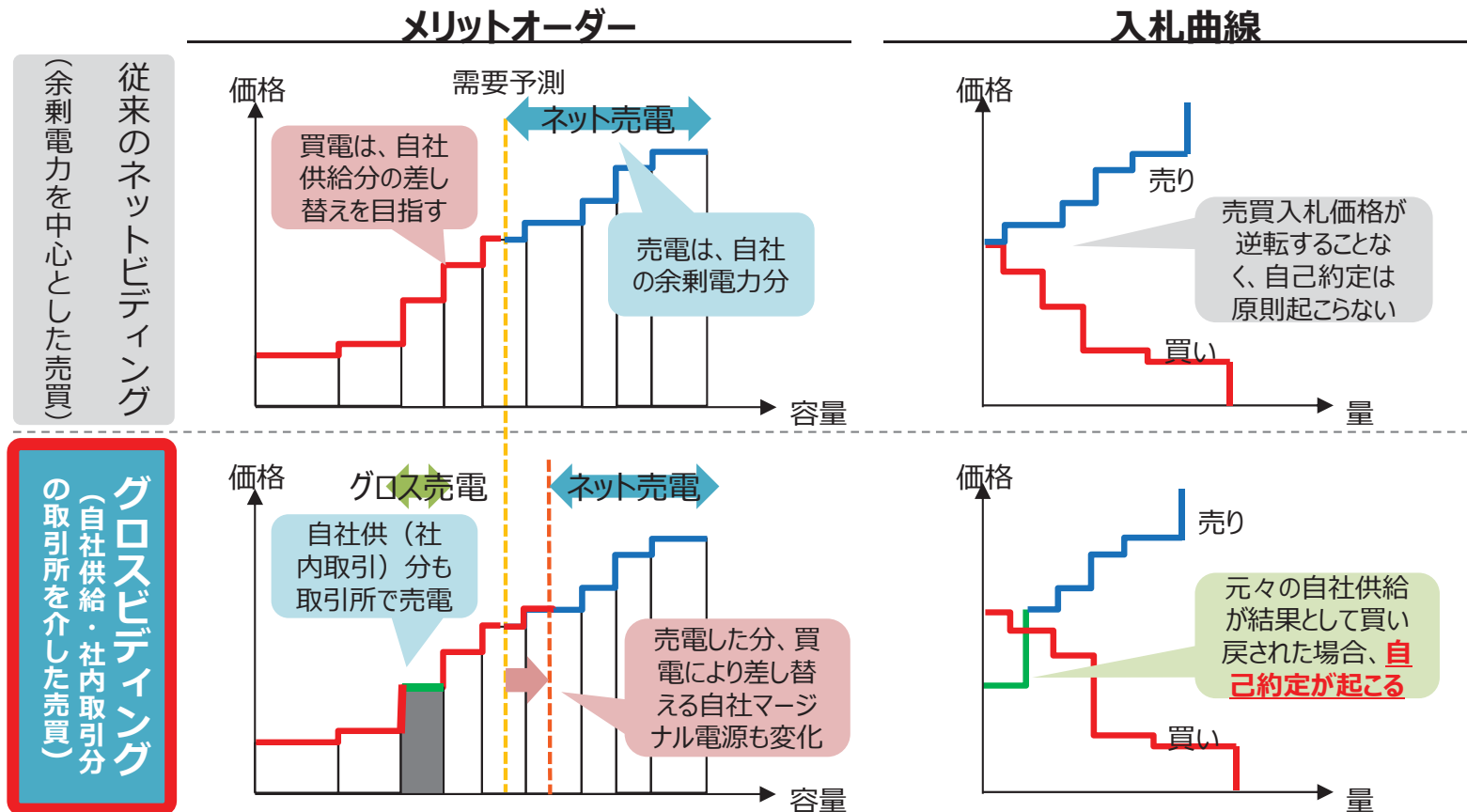
- ✓ 旧一般電気事業者が長期相対契約を結んでいる電源開発との契約を見直し、市場に切出し（2005年～、現状の切出しは石炭火力総量のうち6.4%程度）

常時バックアップ^o

- ✓ 旧一般電気事業者は、新規参入者に対し、新規獲得需要の一定割合について、相対供給を行う（2000年～）

(参考)グロスビディングの取組促進

- 2017年4月から、余剰電力の市場投入に加え、グロスビディングの自主取組を開始し、取引所取引量が大幅拡大。
- グロスビディングの促進により、①市場の流動性向上、②価格変動の抑制、③社内取引の透明性向上を図る。



※事務局作成

※上記は、グロスビディングを実施する際でも供給力が不足しないときのイメージ。需要に対する供給力が足りなくなるおそれがある場合においては、高値での買戻しもあるものと考えられる。(合理性については監視)

(参考) 電源開発(株)の電源の切出し(旧一電向け供給の見直し)

- 旧一般電気事業者は電源開発(株)との契約を見直し、一部を切り出し。

切り出し量

北海道電力	年間2億kWh程度*3を切出し済み
東北電力	1万kW*1を切出し済み検討・協議中(5~10万kW程度*2)
東京電力EP	3万kW*1を切出し済み
中部電力	1.8万kW*1を切出し済み
北陸電力	検討・協議中(5万kW*2の一部) 2019年4月より1万kW*1の切出しを開始する方向で協議中
関西電力	35万kW*2を切出し済み
中国電力	1.8万kW*1を切出し済み
四国電力	3万kW*1を切出し済み
九州電力	6万kW*1を切出し済み 2019年4月からの+2万kW*1の切出し増量について契約締結済
沖縄電力	1万kW*1を切出し済み

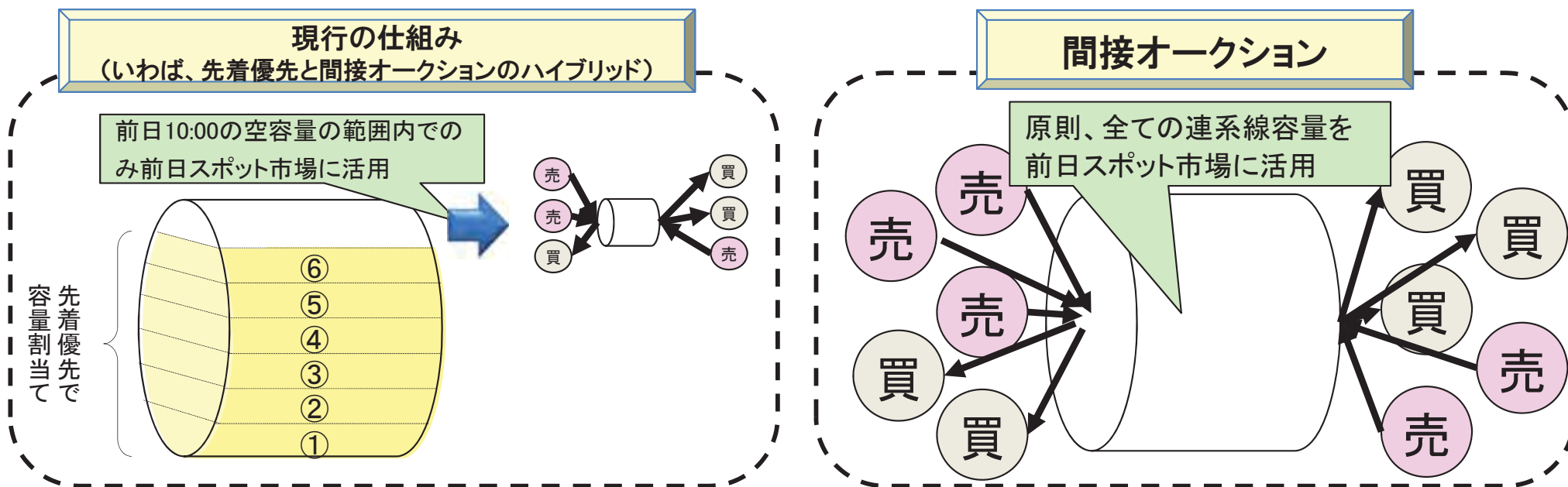
出所：旧一般電気事業者からの提供情報

*1：送端出力、*2：発端出力、*3：年間総発電量

間接オークションの概要

- 地域間連系線について、従来の「先着優先ルール」での運用を改め、スポット市場での入札価格が安い電源順に送電することを可能とするルール（「間接オークション」）を2018年10月から導入。
- 公平な競争環境の下で連系線をより効率的に利用し、広域メリットオーダー（発電単価がより安価な電源から動かす）の達成を促す。

※事業者が卸電力市場のエリア間値差の負担リスクを軽減できるようにする仕組みとして、間接送電権の取引市場を2019年を目処に導入予定。



先渡市場の活性化

- 日本卸電力取引所(JEPX)の先渡市場は、商品ごとに実需給の3年前から3日前まで取引が可能な市場。小売電気事業者の供給力確保ニーズやヘッジニーズに対応。
- 現在の取引量は限定的であることから、市場活性化について、委員会の制度設計専門会合で議論。昨年8月から、市場の東西分割や手数料引下げを実施。

昨年8月16日から実施

(8月8日委員会から経済産業大臣へ意見回答、9日取引規程改定認可)

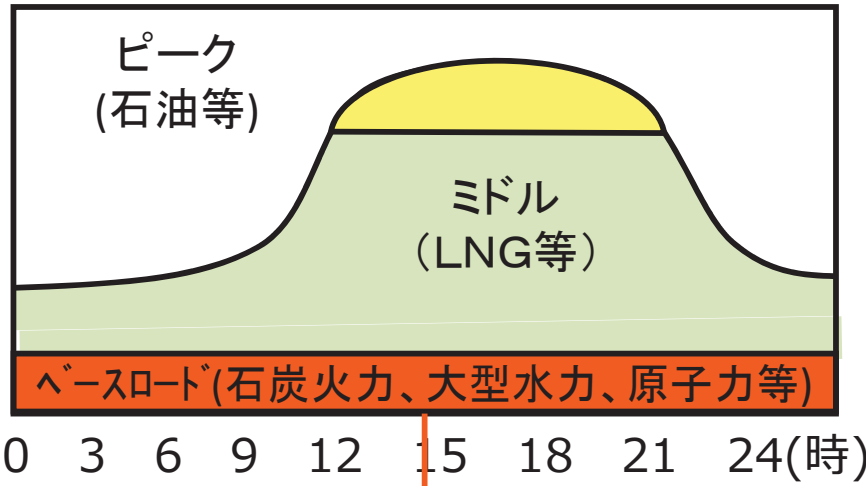
- **清算価格と市場範囲の見直し (ヘッジニーズへの対応)**
市場範囲を、全国1つから、東日本・西日本の2エリアとする。
(それぞれ東京エリアプライス、関西エリアプライスを清算価格とする。)
- **手数料見直し (負担軽減)**
現状10,000円/件を、1,000円/件とする。
(週間・月間商品についての取引活性化までの当面の特別措置)

ベースロード市場の概要

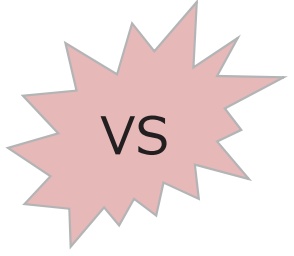
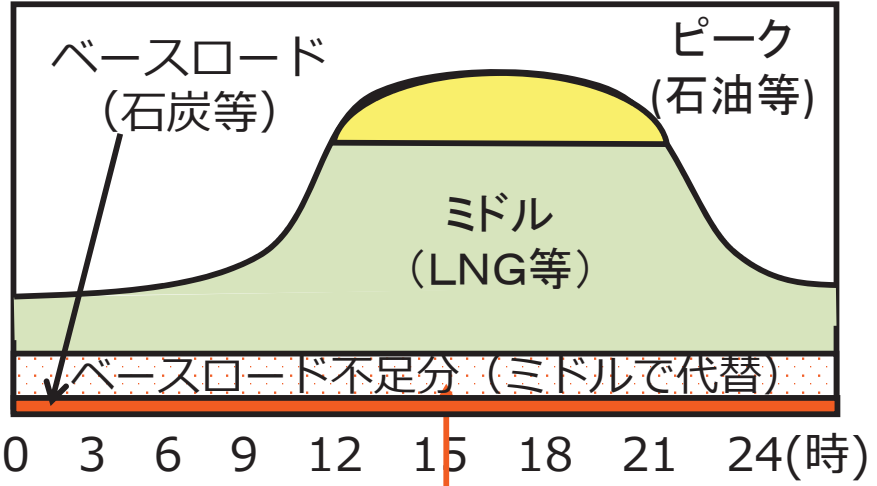
- 安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）の多くは、大手電力が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況。卸市場活性化の障壁の一つとなっている。
- このため、大手電力に対し、自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高くない水準の価格でベースロード電源を市場に供出することを求め、新電力にベースロード電源へのアクセス機会を付与するベースロード市場を2019年7月頃を目途に創設。

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード市場（イメージ）

<旧一般電気事業者>



<新規参入者>



ベースロード市場 (新設)

電源供出

電源調達

電気の経過措置料金規制の存続判断

- 2016年に電力の小売全面自由化を実施した際、「規制なき独占」となることを避けるため、低圧(家庭用等)には、経過措置として旧一般電気事業者の規制料金も存続。
- 規制料金は、自由料金の事実上の上限として機能しているところ、エリアごとに競争状態を見極め、2020年4月(送配電分離)以降、撤廃していく仕組み。
- 2020年4月時点での撤廃が不適当と判断した場合、経過措置の存続区域を大臣指定。



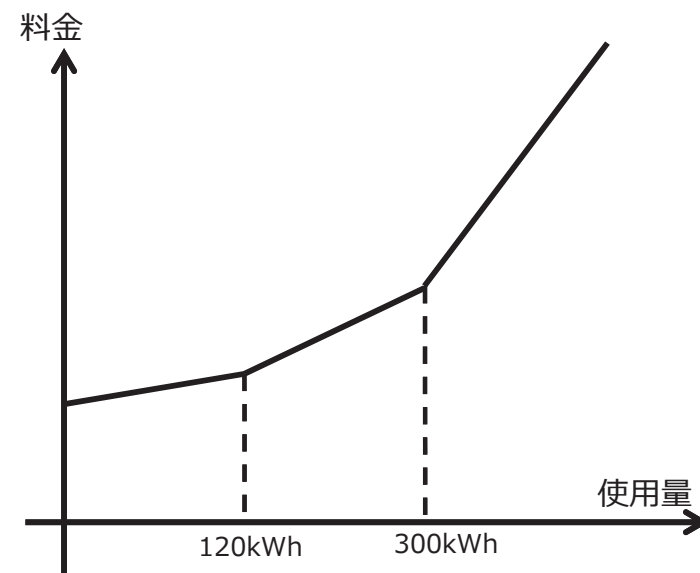
電気の規制料金の概要

- 経過措置料金には、一般家庭向けの三段階料金メニュー（約5千万件、一般家庭の約8割）のほか、農業のかんがい排水等の農事用電力メニューなども含まれる。

経過措置料金メニューの一覧

区分	料金メニュー名称	主な利用目的	契約口数 (件)
			(2017年3月末時点)
経過措置料金メニュー 電灯	従量電灯	一般家庭や商店等の消費電力	約5200万件
	公衆街路灯	一般道路や公園等の照明	約1200万件
	定額電灯	アパートやマンションの照明	約150万件
	臨時電灯	土木工事における照明	約19万件
	農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	誘が、電照栽培	約600件
	電力	低圧電力	製品製造・加工のための動力
電力	農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	約7万件
	臨時電力	土木工事における動力	約1万件

三段階料金メニューのイメージ



	第一段階	第二段階	第三段階
(例) 東京電力EP 従量電灯 B 料金単価	19.52円 /kWh	26.00円 /kWh	30.02円 /kWh

- ※三段階料金 ①第一段階：ナショナルミニマムに基づく低廉な料金
 ②第二段階：ほぼ平均費用に対する料金
 ③第三段階：限界費用の上昇傾向を反映し、省エネにも対応する料金

- ※1 みなし小売電気事業者により経過措置メニューの構成は異なる
 ※2 契約口数、使用電力量は全国の合計値

指定基準の考え方（案）

- 指定に当たっては、①消費者等の状況、②競争者による競争圧力、③競争環境の持続性の3つの考慮要素の状況を総合判断したうえで、旧一般電気事業者が独占力を保持して不当な値上げをする可能性が残る場合は指定する(解除しない)こととする。

①消費者等の状況

仮に既存事業者が不当な値上げを行った場合に、消費者は新規参入者にスイッチングしようとするか

②競争者による競争圧力

既存事業者による不当な値上げを牽制する競争圧力が十分に存在するか

③競争環境の持続性

競争が適切に働くような環境が将来に渡り持続すると見込まれるか

3つの考慮要素の状況を確認し総合的に判断

経過措置料金の存続の要否（案）

- 委員会としては、全エリアについて、経過措置料金規制を2020年4月以降も存続させることが適当と判断。

<①消費者等の状況>

- エリアによって濃淡はあるが、電力自由化の認知度、スイッチング率などにおいて一定の進展は見られる。

<②競争者による競争圧力>

- 有力で独立した事業者が複数必要であるところ、東京・関西エリアではまだ1者、それ以外のエリアでは0者。

<③競争環境の持続性>

- 特に新電力の電源アクセスが課題。

(参考) 競争者による競争圧力

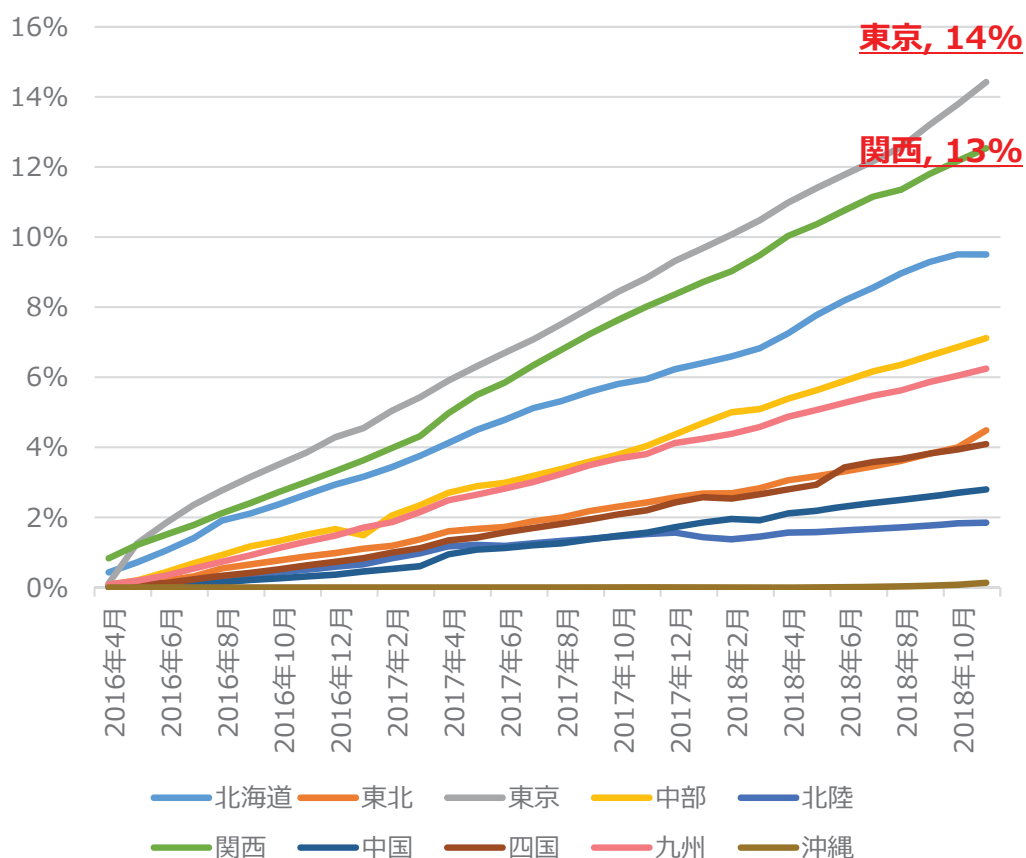
- 新電力のシェアは伸びているが、**5%程度のシェアを持つ事業者は、現時点では東京・関西においてそれぞれ1者のみ。その他のエリアは0者。**

(注) 諸外国の自由化後の新規参入者シェアと規制料金の状況

ーイギリスは自由化後3年で34%。その時点で規制料金撤廃。

ーフランスは自由化後3年で5%。現在は12%だが規制料金は存続中。

新電力シェア



東京・関西エリアの事業者シェア (2018年11月)

東京電力管内			関西電力管内		
1位	東京電力エナジーパートナー	85.58%	1位	関西電力	87.47%
2位	東京ガス	5.10%	2位	大阪瓦斯	5.92%
3位	KDDI	2.25%	3位	ジェイコムウエスト	1.16%
4位	JXTGエネルギー	1.34%	4位	SBパワー	1.09%
5位	中部電力	0.58%	5位	ケイ・オプティコム	0.73%

※左図・右表のいずれも低圧における契約口数ベース

(参考) 競争環境の持続性

- 安価な電源の多くは、旧一般電気事業者が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況
- こうした中、電源の8割を保有する旧一般電気事業者が設定する社内外価格の乖離の状況によっては、小売市場の競争を歪めるおそれがある。
- このため、こうした視点から将来にわたり持続的な競争環境が確保されていると言えるかどうか見極める必要がある。

発電設備保有シェア

